

令和2年度  
入札参加申請の受付

令和2年度に彦根市が発注する「物品供給等」「その他委託等業務」「測量・建設コンサルタント等業務」「建設工事」の入札などに参加を希望する人を対象に、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

受付期間 次の各期間内の月・火・水曜日(休日を除く)

▼物品供給等 令和2年1月14日(火)～同22日(水)(6日間)

対象 更新年のため、登録を希望される全ての人の申請が必要です。

▼その他委託等業務 令和2年1月27日(月)～同28日(火)(2日間)

対象 【市内業者】(市内営業所登録を含む)【更新・新規申請の受付】

【市外業者】新規申請(追加分)のみの受付。中間年のため、令和元年度に登録した人は、今回の申請は不要です。

▼測量・建設コンサルタント等業務 令和2年1月29日(水)～2月3日(月)(2日間)

対象 【その他委託等業務】と同じ

▼建設工事 令和2年2月4日(火)～同19日(水)(7日間)

受付時間 午前9時～同11時30分、午後1時30分～同4時

受付場所 ㈱契約監理室(市役所別館2階)

申請書などの交付場所 開始日 ㈱契約監理室の窓口

令和2年1月6日(月)

※彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請方法

▼「物品供給等」「その他委託等業務」

【市内業者】 ㈱契約監理室に書類をお持ちいただくか郵送(書留などの信書扱い)で申請してください。

【市外業者】 郵送(書留などの信書扱い)で申請してください。

▼「測量・建設コンサルタント等業務」「建設工事」

【市内業者】 ㈱契約監理室に書類をお持ちの上、申請してください。

【市外業者】 郵送(書留などの信書扱い)で申請してください。

※受付期限は、各受付期間の最終日(当日消印有効)です。  
注意事項 受付期間内に申請

がない場合、令和2年度の入札参加資格が得られませんが、資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 ㈱契約監理室

〒522-8501 元町4-2 ☎30・6110番、FAX 22・1397番



宝くじの助成金を  
地域コミュニティ活動  
に生かしています

宝くじ助成金は、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、「(財)自治総合センター」が宝くじの収益金を財源に実施しています。令和元年度にこの制度を活用して実施された事業を紹介いたします。

一般コミュニティ助成事業

▼放送設備の整備

【東山自治会(古沢町)】  
東山自治会では、放送設備の整備を行いました。自治会地域全体に情報伝達が可能となり、自治会活動の活性化が見込まれています。



▲東山自治会の放送設備

コミュニティセンター  
助成事業  
自治会館の新築

【上平流町内会(稲里町)】  
上平流町内会では、自治会館の新築を行いました。バリアフリー構造で、高齢者や車いすも利用しやすい施設となりました。玄関前に広く大きな屋根テラスを備え、気軽に利用できる開放的なコミュニケーションスペースとしての活用が期待できます。



▲上平流町内会の自治会館

問い合わせ先 ㈱まちづくり推進室 ☎30・6117番  
FAX 22・1398番

ご利用ください  
小規模企業者小口簡易  
資金貸付制度

小規模企業者小口簡易資金貸付制度とは、小規模企業者の皆さんに、経営の安定を図るための資金を、原則、無担保・無保証人で融資する制度です。

貸付限度額 1企業3口、同じ年度内の借入申し込みは3回を限度とし、2千万円以内です(既存の保証協会の保証付融資残高との合計は2千万円を限度とします)。

返済期間

▼運転資金 5年以内(うち据置6か月以内)

▼設備資金 7年以内(うち据置6か月以内)

金融機関 市内の滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・関西みらい銀行の各支店

担保・保証人 無担保・無保証人(信用保証協会保証付)です(法人の場合は信用保証協会が必要とする場合、保証人の保証または担保の提供が必要となる場合があります)。

資格条件 ①～⑨を全て満たす人が対象です。  
①市内に本拠を置き、市内に1年以上居住(法人の場合は、1年以上の所在実績)し、県

内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(事業所得に係る税の申告をしていることが必要)。

②常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人)以下の事業をしている人、または常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業としている法人

③市税を完納している人

④小規模企業者小口簡易資金を再度利用する人は、次の要件を満たしている。

▼この資金の借入残高のある人が重ねて借入れを申し込む場合は、元利返済を直近1年以上延滞なく行っている。

▼前回借り入れたこの資金を県制度融資のセーフティネット資金(借換枠)または旧経営安定借換資金により借り換えた場合は、融資実行日から1年間を経過している。

⑤過去2年以内に金融機関から取引停止処分を受けていない。

⑥滋賀県信用保証協会を利用できる資格を有し、保証要件を満たしている。

⑦信用保証協会から代位弁済

を受けていない。

⑧市の制度融資や金融機関からの既借入金の返済について延滞がない。

⑨暴力団、暴力団員およびそれに準ずるものでない。

手続方法 応接により、制度の説明などを行います。彦根商工会議所(中央町3-8 ☎22・4551番)または稲枝商工会(稲部町607-1 ☎43・2201番)にご相談ください。

留意事項 申込手続後に、彦根市中小企業金融審査会で貸付の可否を審査して、その結果を申込者と信用保証協会に通知します(貸し付けには、信用保証協会の審査があります)。

問い合わせ先 ㈱地域経済振興課 ☎30・6119番、FAX 24・9676番

障害者雇用推進事業所を  
表彰しました

彦根市・彦根商工会議所・稲枝商工会では、社会における障害者雇用の重要性の認識を広め、障害者雇用の促進と就労の安定を図るため、障害者雇用に理解と熱意のある事業所を表彰しています。

審査の結果、次の2事業所を決定し、11月に表彰式を行いました。

◆近江鉄道(株)

◆ワンフォオール(株)

両事業所とも、障害者雇用に理解と熱意があり、積極的に障害者雇用を推進しています。きめ細かな環境整備などを行い、職場定着や、業務意欲向上につながるよう取り組まれています。

問い合わせ先 ㈱地域経済振興課 ☎30・6119番、FAX 24・9676番

冬休み  
期間中  
自習ができる場所を開放します

学校の宿題や受験勉強など、自習ができる場所を開放します。

日時 12月26日(木)、同27日(金)、令和2年1月6日(月) いずれも13:00～17:00

場所 ㈱福祉センター(平田町)3階 会議室

対象 市内在住の中学生、高校生

定員 15人(先着順) 費用 無料

利用方法 利用前に、部屋の入口にある「利用者名簿」に必要事項(氏名、学校名、学年、入室・退室の時刻)をご記入ください。

※福祉センターのほかにも自習ができる場所があります(稲枝地区公民館、園子どもセンター、園ふれあいの館

など)。詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

問い合わせ先 園子ども・若者課

☎49-2251、FAX26-1768

